

山梨県公報

第四百四十一号

令和六年

一月十八日

木曜日

目次

- 告示
- 公印の作成……………九
 - 道路の供用開始……………九
- 公告
- 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………一〇
 - 教育委員会……………一〇
 - 一般競争入札について……………一〇
 - その他……………一〇
 - 漁業法による水産動植物の取扱いの指示……………一一

告示

山梨県告示第八号

山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)に基づき、次の各号に掲げる山梨県知事印を当該各号のとおり作成し、令和五年十月二十三日からその使用を開始する。

令和六年一月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 山梨県知事印(第二)

印影 十九 人口減少危機対策本部事務局用



二十 DX・情報政策推進統括官用



二 山梨県知事印(第四)

印影

十九 人口減少危機対策本部事務局用



二十 DX・情報政策推進統括官用



山梨県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和六年二月八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年一月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百一十一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番二地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番二九八地先まで	五〇・九	令和六年一月十八日

公 告

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（大塚地区湛水防除事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和六年一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和六年二月十六日まで
- 三 縦覧場所 市川三郷町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和六年三月四日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和六年七月十八日まで

教育委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和六年一月十八日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 ハイユースサーバ賃貸借等業務
 - (二) 数量 一式
- 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

- 3 借入期間 令和七年一月一日から令和十一年十二月三十一日まで
 - 4 納入場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所
 - 二 事務を担当する所属 山梨県教育庁総務課教育企画室
 - 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
 - 2 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - 3 令和五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和五年山梨県告示第九十三号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 4 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると山梨県教育委員会教育長が認められる者であること。
 - 5 この公告に示す借入物品等に係る修繕、保守等のサービスを山梨県教育委員会教育長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 1 申請の時期 この公告の日から令和六年二月八日（木）まで（山梨県の休日を含む）

める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参により提出すること。
郵便番号四〇〇一八五〇山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁総務課教育企画室
- 五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和六年二月七日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から午後五時まで、四三に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、本件に係る入札説明会は実施しない。
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和六年二月七日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四三に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する者は、事前に六八(三)の問合せ先に電話連絡すること。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所

- (一) 日時 令和六年二月二十九日（木）午前十一時
- (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四階四〇八会議室
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 四三に掲げる場所宛てに令和六年二月二十八日（水）午後五時までに到着するように送付すること。
- 6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

- 7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨

- 2 入札保証金 規則第八八条の二第二号の規定により、これを免除する。ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消し、規則第二百二十条第一項の規定により、違約金を徴収するものとする。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

- 4 違約金の有無 有
- 5 最低制限価格の有無 無
- 6 前払金の有無 無
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 その他
- (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県教育庁総務課教育企画室（電話〇五五―二二三―一七五〇）

- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured: A Lease Contract For Network Servers For educational Use 1 set
 - 2 Date and time for tender: 11:00AM February 29, 2024
 - 3 Bureau in charge: Education Bureau General Affairs Division, Yamanashi Prefectural Board of Government 1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanashi 400-8504 Japan TEL 055-223-1750

その他

- 山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号**
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
令和六年一月十八日

山梨県内水面漁場管理委員会
会長 宮崎 淳一

一 指示の内容 河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。

二 指示の期間 令和六年二月一日から同年五月三十一日まで